

令和 8 年 4 月 10 日
名城大学附属高等学校

令和 9 年度 名城大学附属高等学校 専任教育職員募集要項

本校では、令和 9 年度に教員の採用を下記のとおり予定しておりますので、お知らせします。

記

- 1 募集する職種
教諭（無期雇用）
- 2 勤務地
名城大学附属高等学校
- 3 勤務地住所
名古屋市中村区新富町 1 丁目 3 番 16 号
名鉄 名古屋本線または犬山線 栄生駅下車 徒歩約 8 分、
東枇杷島駅下車 徒歩約 5 分
- 4 教科及び人数
外国語（英語） 1 名
- 5 採用予定日
令和 9 年 4 月 1 日
- 6 応募資格
(1) 教科に対応する普通免許状を現に所有している人又は令和 9 年 3 月 31 日までに取得見込みの者
(2) 令和 9 年 4 月 1 日現在で 35 歳以下の者
(3) 令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない者
- 7 選考方法
1 次選考 7 月 21 日 学科試験及び書類審査（グループ討議）
（結果は 7 月下旬、本人宛に通知）
2 次選考 8 月 21 日 1 次選考合格者を対象に小論文、適性検査、面接
（結果は 8 月下旬、本人宛に通知）
3 次選考 9 月 5 日 2 次選考合格者を対象に面接
（結果は 9 月中旬、本人宛に通知）
※スケジュールは、本校の都合により変更する場合があります。
- 9 応募書類
(1) 履歴書（本校所定の様式 A 3 版）
本校 HP（URL <http://www.meijo-h.ed.jp/>）にてダウンロードし、自筆記入、
写真を貼付し、所有（取得見込み）教員免許状を明記してください。
(2) 卒業（見込み）証明書、成績証明書及び教員免許状の写し（取得見込みの者は
取得済み証明書）
大学院修了（見込み）者は、大学院及び大学（学部）の証明書も添付してくだ
さい。
(3) 同意書（個人情報取り扱いについて）
本校 HP（URL <http://www.meijo-h.ed.jp/>）にてダウンロードし、提出してく
ださい。
- 10 応募期間
令和 9 年 4 月 10 日～令和 9 年 7 月 10 日必着（郵送のみ）

11 送 付 先

〒453-0031 名古屋市中村区新富町1丁目3番16号 名城大学附属高等学校
 ※「教員採用試験 書類在中」と朱書きし、簡易書留またはレターパックプラス
 で郵送してください。

12 給 与 待 遇

本法人の規定による。
 給与（参考例：昨年度実績。ただし職歴換算により支給額に差異が生じる場合があります。）

年齢	本俸（月額）	手当、福利厚生、その他
22 歳	226,900 円	手当 通勤手当、住宅手当、家族手当、教職調整手当 賞与（昨年度実績：年間6か月強） ※採用日以降、この内容を保証するものではありません 休日・勤務時間・休暇・休業 休日は完全週休2日土・日曜日と祝日、夏季・年末年始 原則、8時15分～17時00分を授業日勤務時間とした1年単 位の変形労働時間制 （行事・試験等の勤務時間は長期休暇期間等で調整する） 年次有給休暇（採用の日から取得可能） 産前・産後休暇（各8週） 特別休暇（慶事休暇、忌引休暇、生理休暇、看護休暇、介護休 暇） 育児・介護休業、育児介護に関わる短時間勤務制度有
24 歳	247,800 円	
30 歳	335,800 円	社会保険 日本私立学校振興・共済事業団（健康保険・年金） 雇用保険、労災保険 その他 健康診断、人間ドック補助有 研修制度有（個人研究費有）

13 特 記 事 項

- (1) 当法人に入職するに当たっては、令和8年12月に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- (2) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- (3) 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙（参照条文）をご参照ください。

14 問 合 せ 先

名城大学附属高等学校 副校長（角野）
 平日 8時30分～16時30分 電話 052-481-7436

以 上

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。